

換 価 申 立 書

記載要領

「換価申立書」は、国税徴収法第50条第2項の規定により差押換えの請求を拒否された質権者等が、同条第3項の規定に基づき、差し押さえるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てる場合に使用してください。